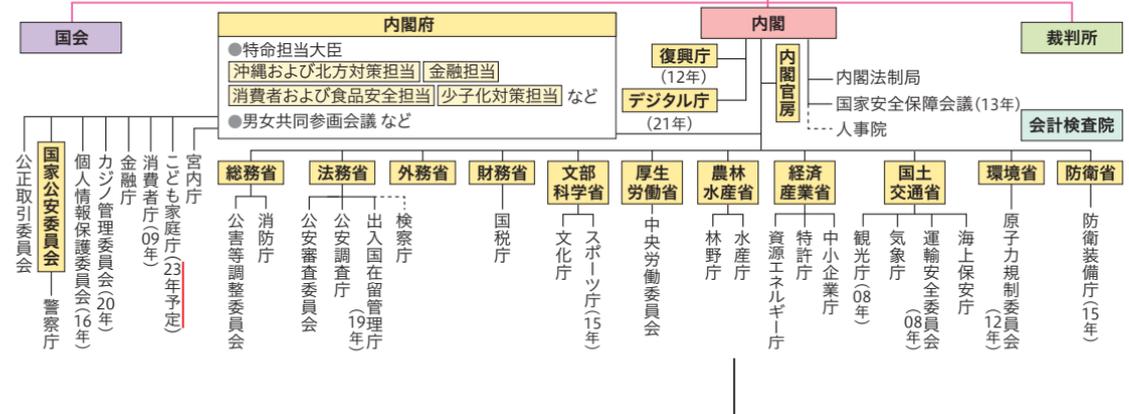


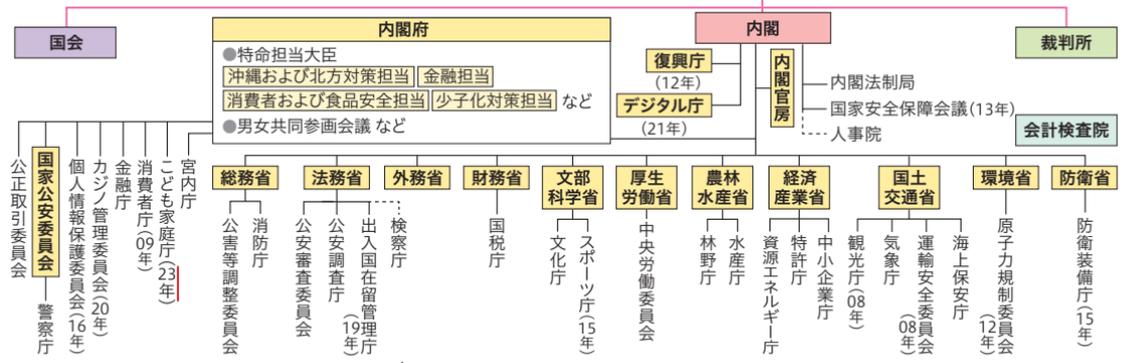
番号	訂正箇所		原文	訂正文
	ページ	行		
1	前見返し	左下	<p>原文: EFTA(4か国) スイス リヒテンシュタイン NATO(30か国) ノルウェー アイスランド カナダ アメリカ合衆国 イギリス トルコ アルバニア モンテネグロ 北マケドニア オランダ ベルギー ルクセンブルク ドイツ フランス イタリア デンマーク ギリシャ スペイン ポルトガル チェコ ハンガリー ポーランド スロバキア スロベニア エストニア ラトビア リトアニア ブルガリア ルーマニア クロアチア フィンランド マルタ キプロス EU(27か国) アイルランド スウェーデン オーストリア</p>	<p>訂正文: EFTA(4か国) スイス リヒテンシュタイン NATO(31か国) ノルウェー アイスランド カナダ アメリカ合衆国 イギリス トルコ アルバニア モンテネグロ 北マケドニア オランダ ベルギー ルクセンブルク ドイツ フランス イタリア デンマーク ギリシャ スペイン ポルトガル チェコ ハンガリー ポーランド スロバキア スロベニア エストニア ラトビア リトアニア ブルガリア ルーマニア クロアチア フィンランド マルタ キプロス EU(27か国) アイルランド スウェーデン オーストリア</p>
2 3	前見返し	右下	<p>原文: RCEP協定(15か国) 中華人民共和国 大韓民国 ASEAN(10か国) インドネシア ラオス カンボジア フィリピン タイ ミャンマー シンガポール ブルネイ・ダルサラーム ベトナム マレーシア 日本 オーストラリア ニュージーランド カナダ ベルー チリ メキシコ TPP11協定(11か国)</p>	<p>訂正文: RCEP協定(15か国) 中華人民共和国 大韓民国 ASEAN(10か国) インドネシア ラオス カンボジア フィリピン タイ ミャンマー シンガポール ブルネイ・ダルサラーム ベトナム マレーシア 日本 オーストラリア ニュージーランド カナダ ベルー チリ メキシコ イギリス TPP11協定(CPTPP)(12か国)</p>
4	前見返し	左上	<p>独立国・国際機関の加盟国は2022年9月現在</p>	<p>独立国・国際機関の加盟国は2023年9月現在</p>

番号	訂正箇所		原文	訂正文
	ページ	行		
9	47	図版 16	<p>1947 日本国憲法施行</p> <p>1950 朝鮮戦争勃発 警察予備隊設置(52年保安隊設置)</p> <p>1951 サンフランシスコ平和条約調印 日米安全保障条約調印</p> <p>1954 MSA協定締結 自衛隊発足, 防衛庁設置(2007年防衛省に改組)</p> <p>1960 日米相互協力及び安全保障条約(新安保条約)調印</p> <p>1971 「非核三原則」国会決議</p> <p>1972 沖縄復帰</p> <p>1978 「日米防衛協力のための指針(ガイドライン)」策定</p> <p>1992 PKO協力法制定 自衛隊カンボジアPKO派遣</p> <p>1997 新ガイドライン策定</p> <p>1999 ガイドライン関連法制定</p> <p>2001 テロ対策特別措置法制定</p> <p>2003 有事法制関連3法制定 イラク復興支援特別措置法制定</p> <p>2004 自衛隊イラク派遣 有事法制関連7法制定</p> <p>2006 日米, 在日米軍再編合意</p> <p>2007 防衛庁が防衛省に昇格</p> <p>2008 新テロ対策特別措置法制定 宇宙基本法制定</p> <p>2009 海賊対処法制定 ソマリア沖に自衛隊派遣</p> <p>2013 国家安全保障会議設置</p> <p>2014 集団的自衛権の行使容認を閣議決定</p> <p>2015 新ガイドライン策定 安全保障関連法制定</p> <p>2020 オマーン湾などに自衛隊派遣</p>	<p>1947 日本国憲法施行</p> <p>1950 朝鮮戦争勃発 警察予備隊設置(52年保安隊設置)</p> <p>1951 サンフランシスコ平和条約調印 日米安全保障条約調印</p> <p>1954 MSA協定締結 自衛隊発足, 防衛庁設置</p> <p>1960 日米相互協力及び安全保障条約(新安保条約)調印</p> <p>1971 「非核三原則」国会決議</p> <p>1972 沖縄復帰</p> <p>1978 「日米防衛協力のための指針(ガイドライン)」策定</p> <p>1992 PKO協力法制定 自衛隊カンボジアPKO派遣</p> <p>1997 新ガイドライン策定</p> <p>1999 ガイドライン関連法制定</p> <p>2001 テロ対策特別措置法制定</p> <p>2003 有事法制関連3法制定 イラク復興支援特別措置法制定</p> <p>2004 自衛隊イラク派遣 有事法制関連7法制定</p> <p>2006 日米, 在日米軍再編合意</p> <p>2007 防衛庁が防衛省に昇格</p> <p>2008 新テロ対策特別措置法制定 宇宙基本法制定</p> <p>2009 海賊対処法制定 ソマリア沖に自衛隊派遣</p> <p>2013 国家安全保障会議設置</p> <p>2014 集団的自衛権の行使容認を閣議決定</p> <p>2015 新ガイドライン策定 安全保障関連法制定</p> <p>2020 オマーン湾などに自衛隊派遣</p> <p>2022 安全保障3文書(国家安全保障戦略, 国家防衛戦略, 防衛力整備計画)改定</p>

■責任者は国務大臣
*()内は2001年の中央省庁再編よりあとに設置された組織の設置年



■責任者は国務大臣
*()内は2001年の中央省庁再編よりあとに設置された組織の設置年



番号	訂正箇所		原文	訂正文
	ページ	行		
11	55	図版 10	<p>国家公務員(一般職)</p> <p>400万人 300 200 100 0</p> <p>1965 70 75 80 85 90 95 2000 05 10 15 18年</p>	<p>国家公務員(一般職)</p> <p>400万人 300 200 100 0</p> <p>1965 70 75 80 85 90 95 2000 05 10 15 20年</p>
12	(欠番)			
13	64	図版 8	<p>使用料・手数料 1.7 雑収入 4.9 地方債 8.4 地方税 45.5% 国庫支出金 16.4 特定財源 国庫 地方交付税 19.9 自主財源 地方特例交付金 0.3 地方譲与税 2.9 その他 6.4 給与関係経費 投資的経費 13.2 公債費 12.6 一般行政経費 45.8%</p> <p>歳入 905918 億円</p> <p>歳出 905918 億円</p> <p>[2022年度]</p>	<p>使用料・手数料 1.7 雑収入 5.0 地方債 7.4 地方税 46.6% 国庫支出金 16.3 特定財源 国庫 地方交付税 20.0 自主財源 地方特例交付金 0.2 地方譲与税 2.8 その他 7.5 給与関係経費 投資的経費 13.0 公債費 12.2 一般行政経費 45.7%</p> <p>歳入 920350 億円</p> <p>歳出 920350 億円</p> <p>[2023年度]</p>

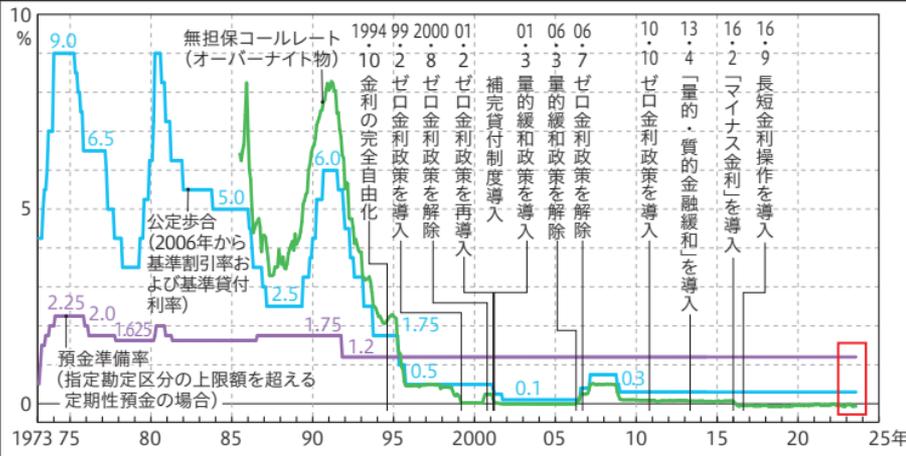
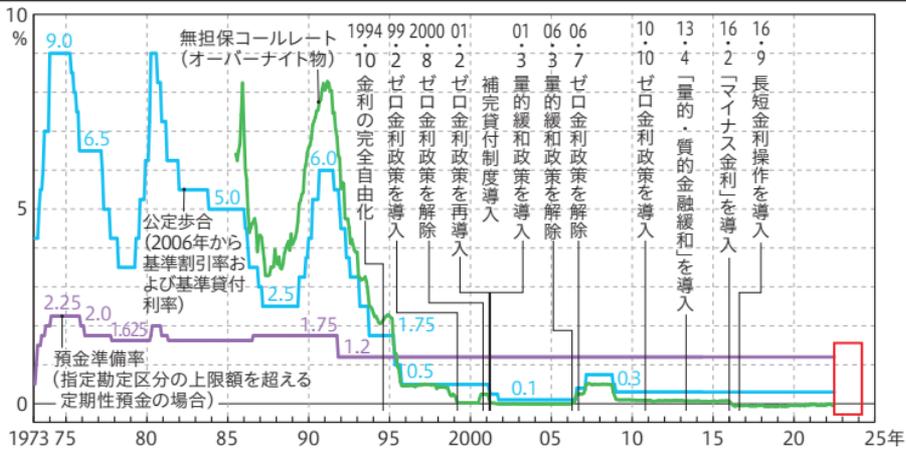
番号	訂正箇所		原文	訂正文																
	ページ	行																		
14	64	図版 9																		
15	72	図版 7 下部	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>2018 参議院議員定数増加決定(比例4増, 選挙区2増) 参議院議員通常選挙の比例代表制に特定枠導入</p> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>2018 参議院議員定数増加(比例4増, 選挙区2増) 参議院議員通常選挙の比例代表制に特定枠導入</p> </div>																
16	(欠番)																			
17	92	図版 2 および キャ プション	<p>[2016年]385.6万社</p> <table border="1"> <tr> <td>株式会社 41.5%</td> <td>個人企業 51.3</td> </tr> <tr> <td colspan="2">その他法人 6.4</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合名会社・合資会社 0.4</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合同会社 0.4</td> </tr> </table> <p>2日本における企業数の内訳(全 国証券取引所協議会資料)</p>	株式会社 41.5%	個人企業 51.3	その他法人 6.4		合名会社・合資会社 0.4		合同会社 0.4		<p>[2021年]368.4万社</p> <table border="1"> <tr> <td>株式会社 46.8%</td> <td>個人企業 43.9</td> </tr> <tr> <td colspan="2">その他法人 7.7</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合名会社・合資会社 0.4</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合同会社 1.2</td> </tr> </table> <p>2日本における企業数の内訳(経 済センサス)</p>	株式会社 46.8%	個人企業 43.9	その他法人 7.7		合名会社・合資会社 0.4		合同会社 1.2	
株式会社 41.5%	個人企業 51.3																			
その他法人 6.4																				
合名会社・合資会社 0.4																				
合同会社 0.4																				
株式会社 46.8%	個人企業 43.9																			
その他法人 7.7																				
合名会社・合資会社 0.4																				
合同会社 1.2																				
18	107	図版 10 タイトル	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #e0f0e0;"> <p>10金利の決定要因</p> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #e0f0e0;"> <p>10金利のおもな決定要因</p> </div>																

番号	訂正箇所	
	ページ	行

原文

訂正文

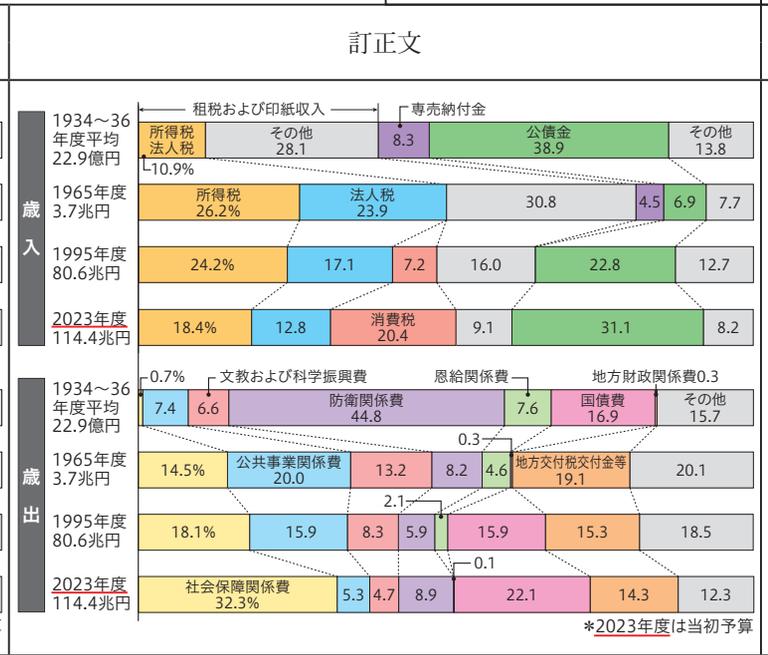
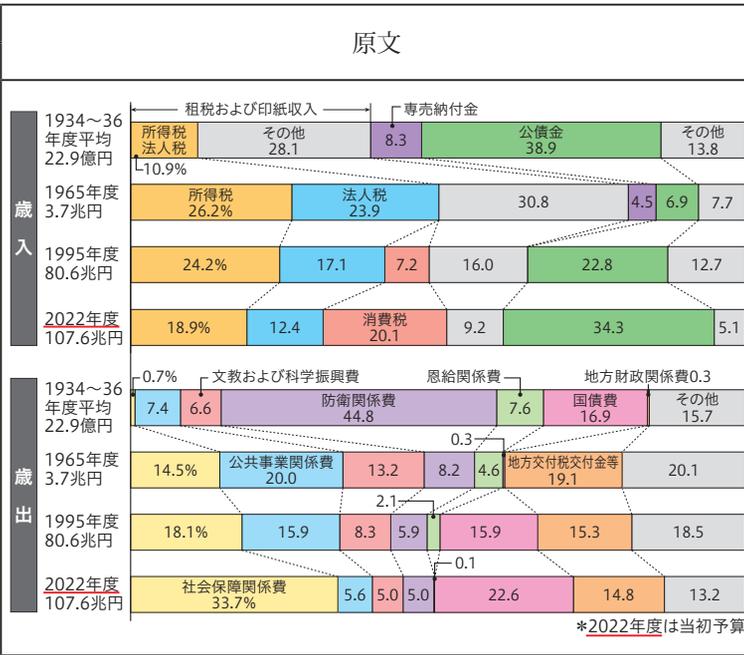
19	110	図版 19
----	-----	-------



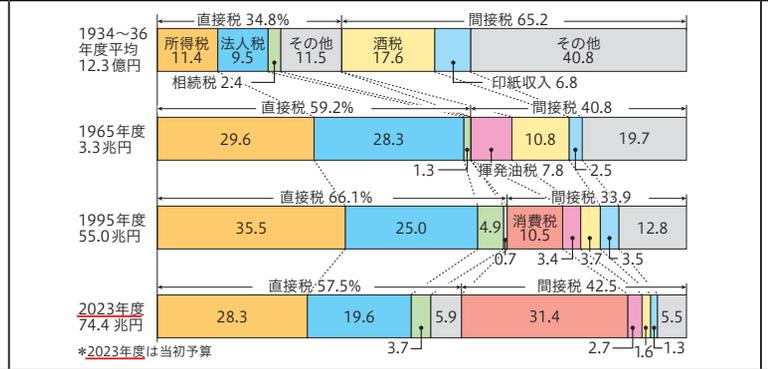
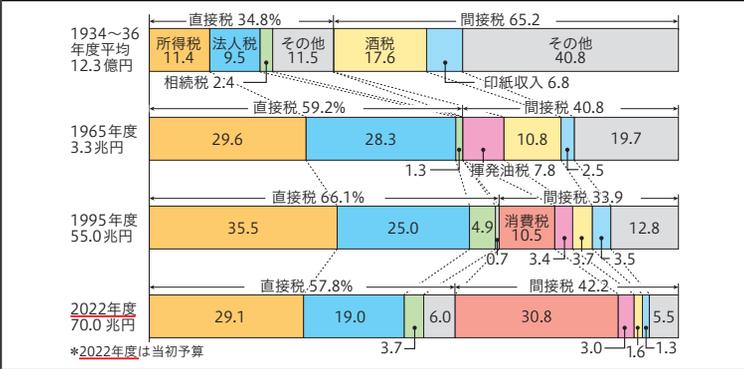
20	111	図版 21
----	-----	-------



21 114 図版 2



22 116 図版 7

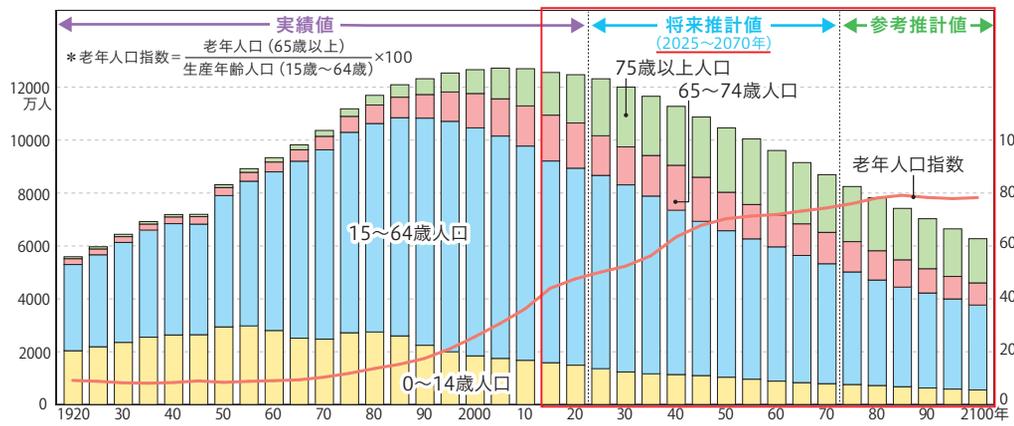
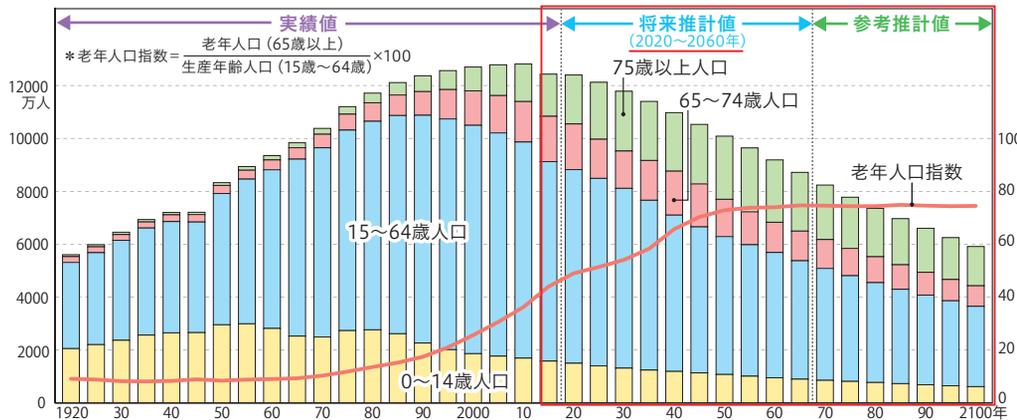


23 117 8-9

増加した。国の借金残高は2022年度末には1055兆円(国と地方を合わせると1244兆円)に達すると見込まれ、また、**基礎的財**

増加した。国の借金残高は2023年度末には1097兆円(国と地方を合わせると1279兆円)に達すると見込まれ、また、**基礎的財**

番号	訂正箇所		原文	訂正文
	ページ	行		
24	117	図版 10		
25	117	図版 11		
26 27	120- 121	図版 1	(別紙 1 参照)	(別紙 2 参照)

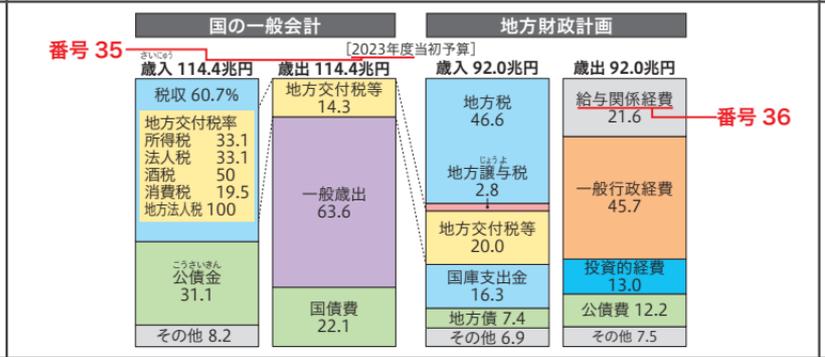
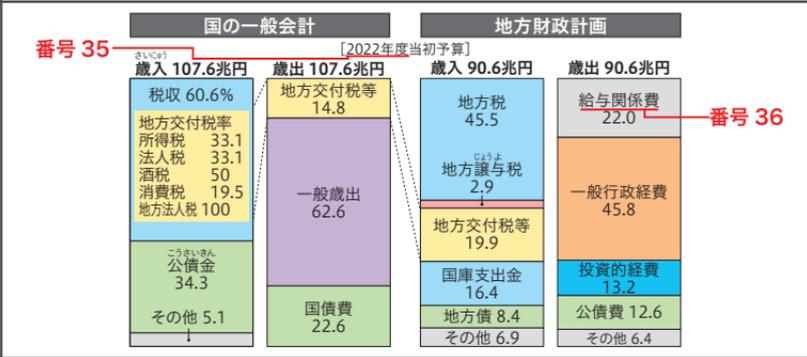


番号	訂正箇所		原文	訂正文
	ページ	行		
29	127	図版 10		
30	127	図版 11		
31 32	154	図版 13		
33	155	8	<p>2021年現在で28.9%である。¹⁴</p>	<p>2022年現在で29.0%である。¹⁴</p>
34	155	側注 16	<p>¹⁶合計特殊出生率 一人の女性が一生の間に平均して何人の子どもを出産するかを示す数字。日本では2.07より大きいと人口が増加し、2.07より小さいと人口が減少していくといわれている。日本は2005年に1.26と過去最低を記録し、2021年には1.30となっている。</p>	<p>¹⁶合計特殊出生率 一人の女性が一生の間に平均して何人の子どもを出産するかを示す数字。日本では2.07より大きいと人口が増加し、2.07より小さいと人口が減少していくといわれている。日本は2005年と2022年に過去最低となる1.26を記録した。</p>

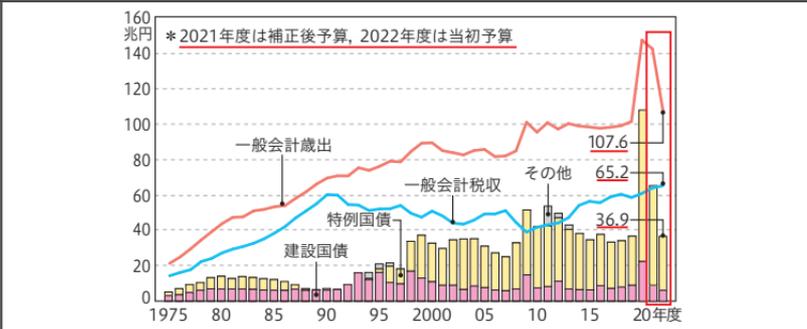
原文

訂正文

35	161	図版 5
----	-----	------



37	166	図版 1
----	-----	------



38	170	右段 4
----	-----	------

自助・公助・共助による防災・減災

自助・共助・公助による防災・減災

39	185	図版 6 (右側)
----	-----	--------------

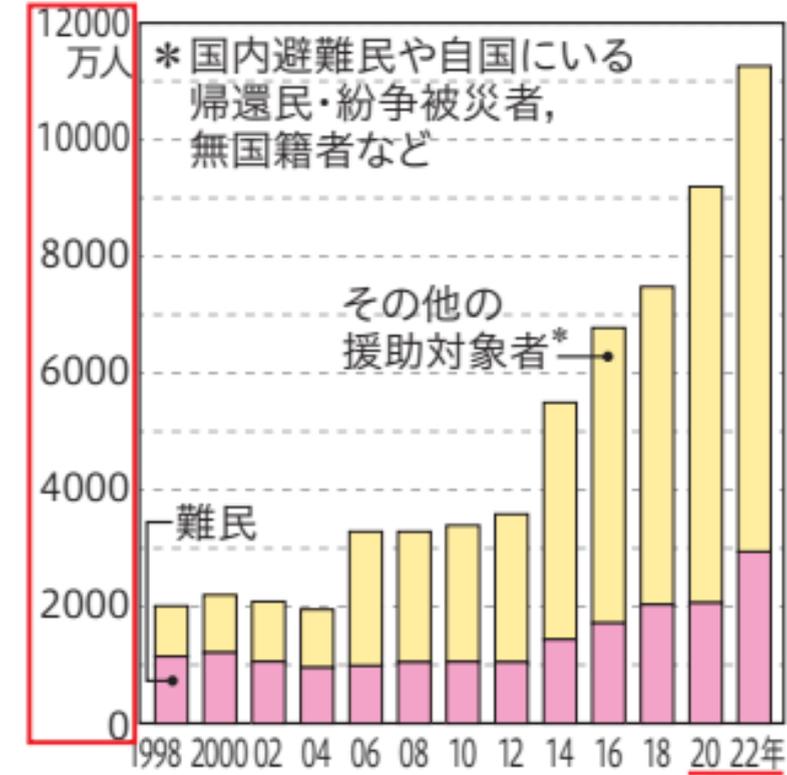
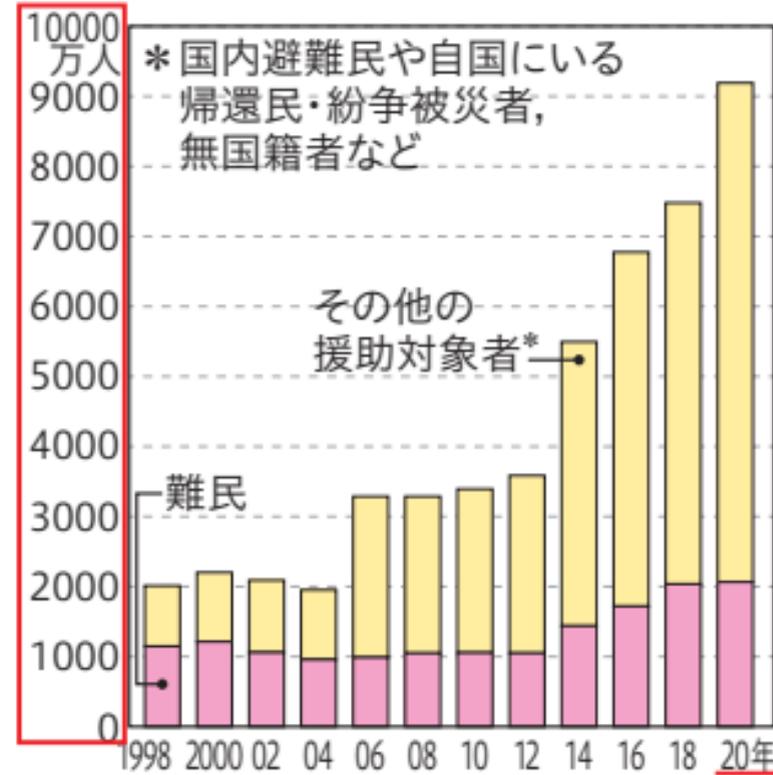
(別紙 3 参照)

(別紙 3 参照)

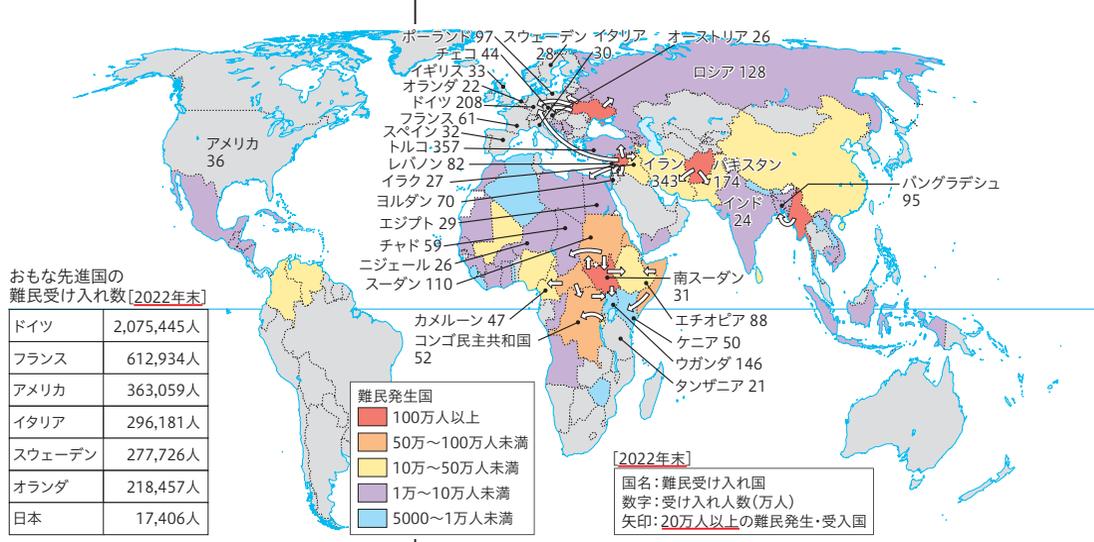
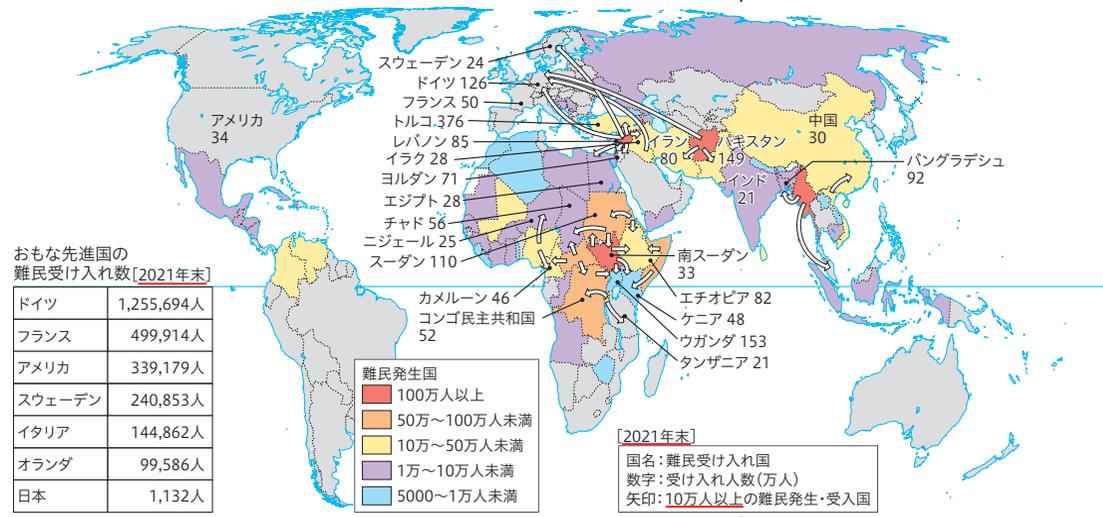
番号	訂正箇所		原文	訂正文
	ページ	行		
40	186	図版 4 および キャプション	<p>4 冷戦後のヨーロッパ(2022年9月現在) ❶ 冷戦初期からどう変化したか, p.182 ❸と比較してみよう。</p>	<p>4 冷戦後のヨーロッパ(2023年9月現在) ❶ 冷戦初期からどう変化したか, p.182 ❸と比較してみよう。</p>
41 42	191	図版 4 および キャプション	<p>4 ヨーロッパの地域統合(2022年9月現在) 番号 42 番号 41</p>	<p>4 ヨーロッパの地域統合(2023年9月現在) 番号 42 番号 41</p>
43	195	6	<p>新戦略兵器削減条約(新START)が調印された。 <small>2011年発効</small></p>	<p>新戦略兵器削減条約(新START)が調印された。 <small>2011年発効, 2023年ロシアが履行停止</small></p>

番号	訂正箇所		原文	訂正文
	ページ	行		

44	196	図版 2
----	-----	------



45 196 図版 3



46 197 5

世界各地で約2669万人(2021年現在)

世界各地で約3530万人(2022年現在)

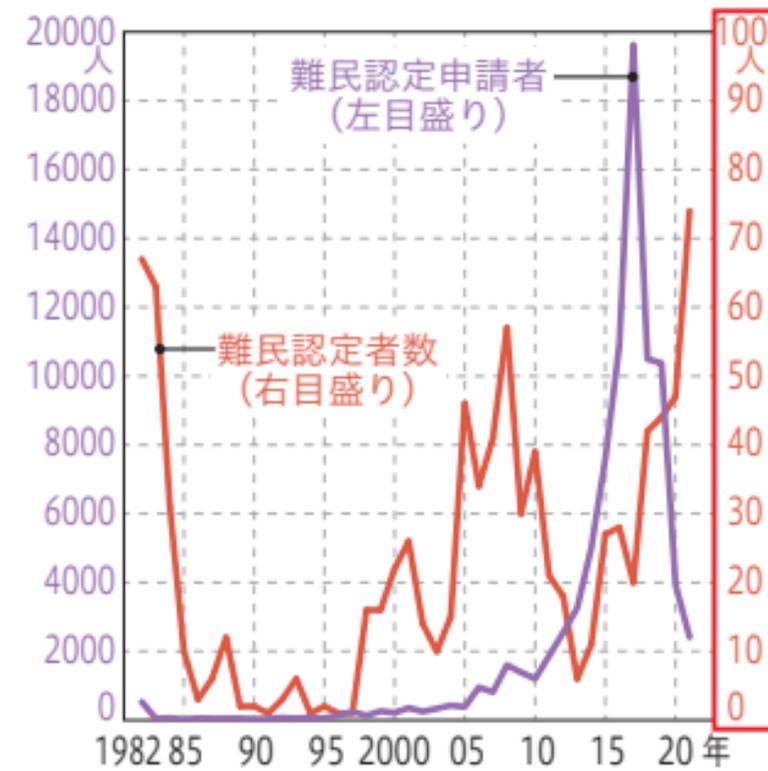
番号	訂正箇所	
	ページ	行

47

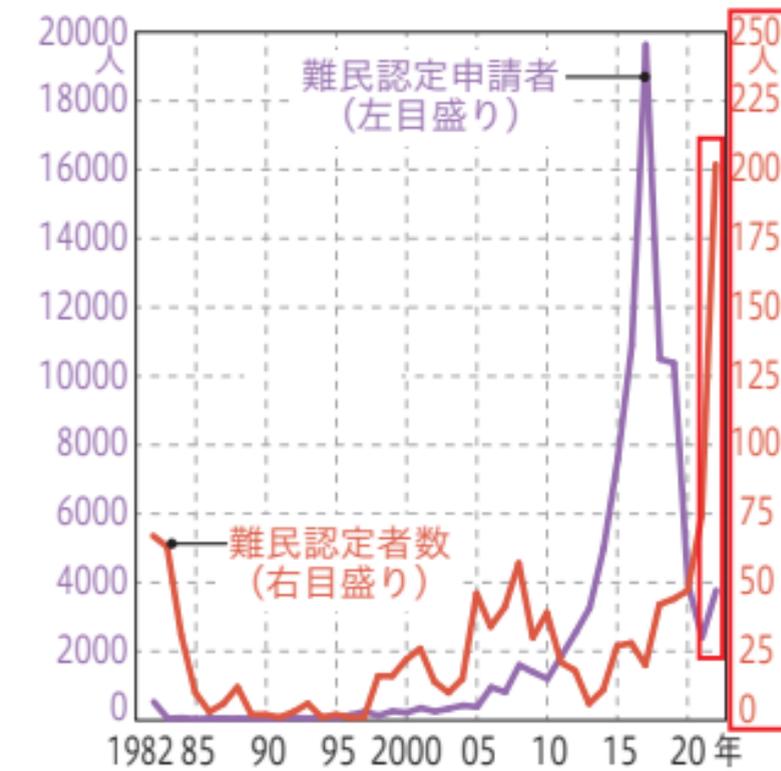
197

図版 4

原文



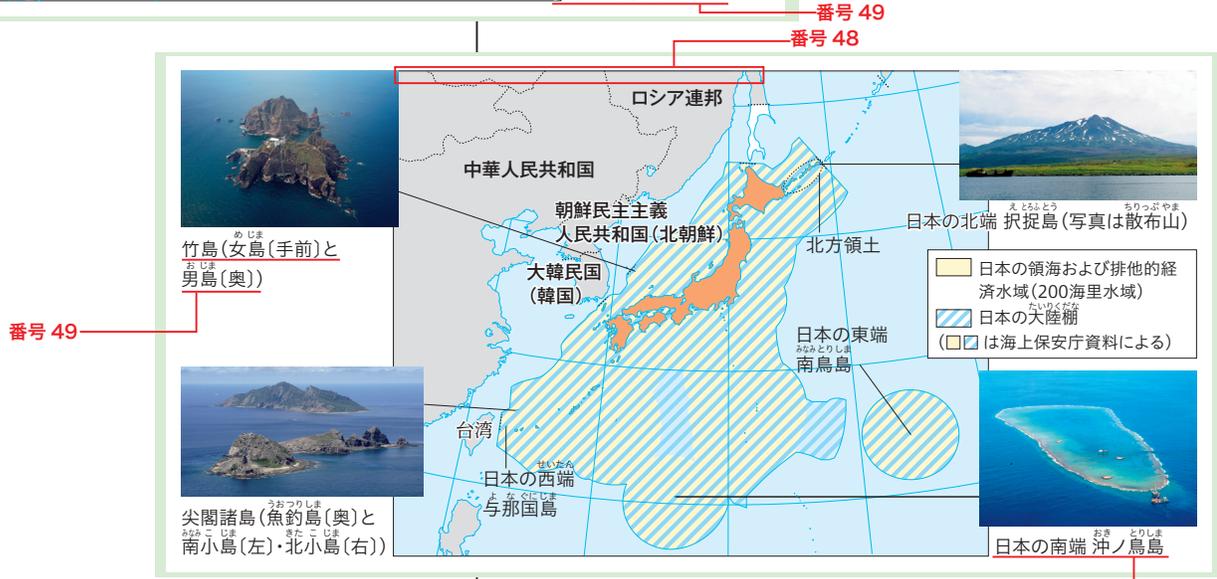
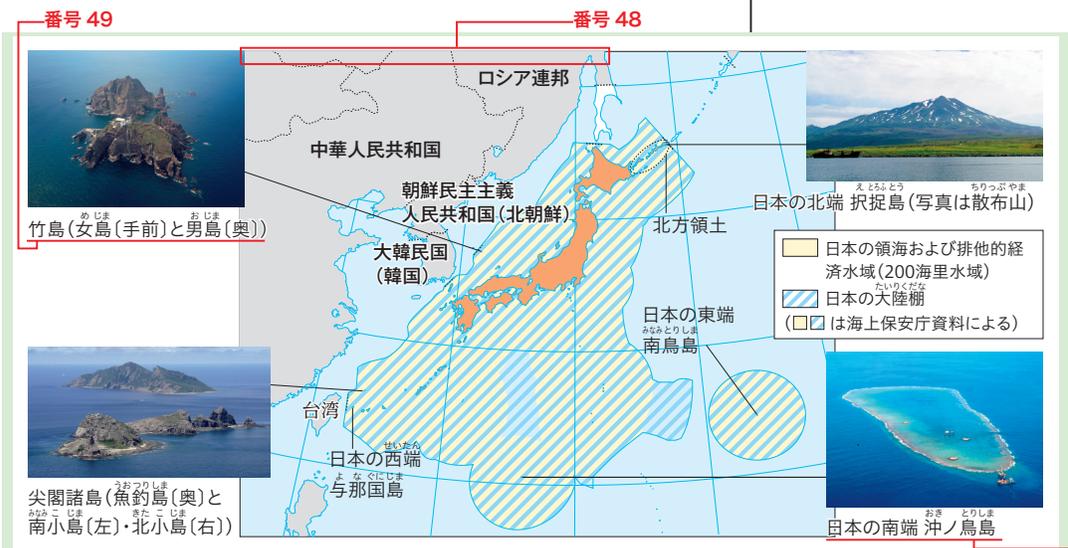
訂正文



48
49

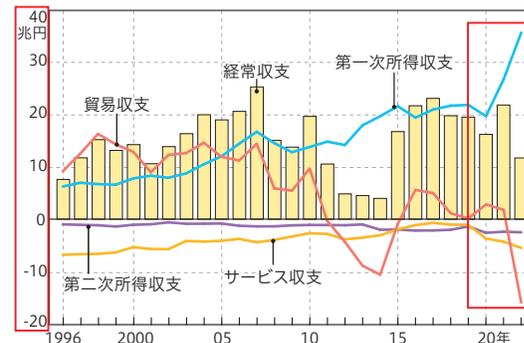
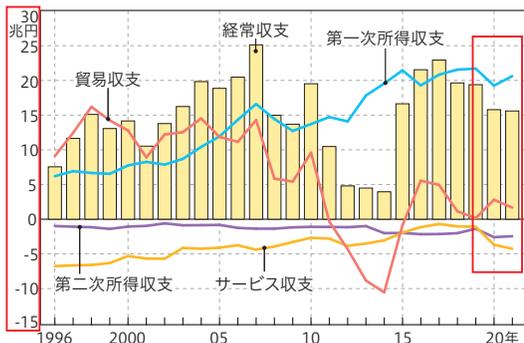
201

図版 3



番号 49

50 209 図版 11



51 210 図版 13

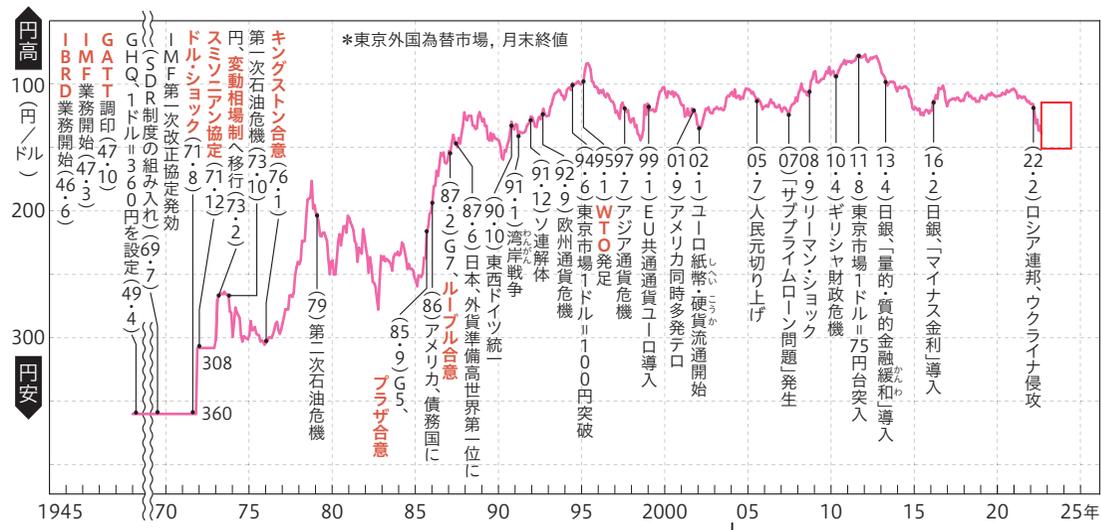
[2021年] (億円)	
① 経常収支	154,877
貿易・サービス収支	-25,615
貿易収支	16,701
サービス収支	-42,316
第一次所得収支	204,781
第二次所得収支	-24,289
② 資本移転等収支	-4,197
③ 金融収支	107,527
④ 誤差脱漏	-43,153

[2022年] (億円)	
① 経常収支	115,466
貿易・サービス収支	-211,638
貿易収支	-157,436
サービス収支	-54,202
第一次所得収支	351,857
第二次所得収支	-24,753
② 資本移転等収支	-1,144
③ 金融収支	64,922
④ 誤差脱漏	-49,400

52 210 図版 14

[2020年]*2019年 (100万ドル)					
	① 経常収支				③ 金融収支
	貿易・サービス収支	第一次所得収支	第二次所得収支		
日本	164,497	-6,200	194,643	-23,946	141,821
アメリカ	-616,087	-676,679	188,463	-127,871	-652,992
イギリス	-95,421	-10,819	-48,445	-36,157	-124,163
ドイツ	268,527	221,505	106,188	-59,166	268,018
フランス	-49,060	-48,562	49,379	-49,877	-58,847
イタリア	69,735	71,911	19,814	-21,990	58,227
中国*	141,336	164,122	-33,036	10,250	-57,043

[2021年] (100万ドル)					
	① 経常収支				③ 金融収支
	貿易・サービス収支	第一次所得収支	第二次所得収支		
日本	142,491	-22,513	187,197	-22,193	99,583
アメリカ	-846,354	-845,050	139,496	-140,800	-740,587
イギリス	-82,534	-39,929	-16,620	-25,985	-63,370
ドイツ	313,753	228,573	149,100	-63,920	373,060
フランス	9,947	-36,853	96,190	-49,390	3,411
イタリア	53,095	51,068	25,089	-23,062	31,770
中国-	317,301	462,808	-162,031	16,524	151,352



番号	訂正箇所		原文	訂正文
	ページ	行		
54	216	側注 19	<p>⑩ TPP11 協定 2016年にアメリカを含む12か国が環太平洋経済連携(TPP)協定に調印したが、2017年にアメリカが離脱を表明した。</p> <p>2018年に、残る11か国はTPP11協定(包括的及び先進的な環太平洋パートナーシップ協定, CPTPP)に調印し、同年発効した。</p>	<p>⑩ TPP11 協定 2016年にアメリカを含む12か国が環太平洋経済連携(TPP)協定に調印したが、2017年にアメリカが離脱を表明した。</p> <p>2018年に、残る11か国はTPP11協定(包括的及び先進的な環太平洋パートナーシップ協定, CPTPP)に調印し、同年発効した。その後、<u>2023年にイギリスが加盟し、12か国での協定となった。</u></p>
55 56	216	図版 12	<p>番号 55</p> <p>番号 56</p> <p>イギリス</p> <p>スイス EU</p> <p>トルコ</p> <p>モンゴル</p> <p>中国・韓国</p> <p>カナダ</p> <p>中国</p> <p>韓国</p> <p>ベトナム</p> <p>フィリピン</p> <p>メキシコ</p> <p>インド</p> <p>ブルネイ・ダルサラーム</p> <p>ASEAN全体</p> <p>タイ</p> <p>マレーシア</p> <p>シンガポール</p> <p>インドネシア</p> <p>ASEAN全体</p> <p>コロンビア</p> <p>ペルー</p> <p>チリ</p> <p>オーストラリア</p> <p>ニュージーランド</p> <p>GCC (湾岸協力理事会)*</p> <p>発効済み</p> <p>交渉中</p> <p>*アラブ首長国連邦, オマーン, カタール, クウェート, サウジアラビア, バーレーンの6か国による地域協力機構</p> <p>[2022年9月現在]</p> <p>番号 55</p>	<p>番号 55</p> <p>番号 56</p> <p>イギリス</p> <p>スイス EU</p> <p>トルコ</p> <p>モンゴル</p> <p>中国・韓国</p> <p>カナダ</p> <p>中国</p> <p>韓国</p> <p>ベトナム</p> <p>フィリピン</p> <p>メキシコ</p> <p>インド</p> <p>ブルネイ・ダルサラーム</p> <p>ASEAN全体</p> <p>タイ</p> <p>マレーシア</p> <p>シンガポール</p> <p>インドネシア</p> <p>ASEAN全体</p> <p>コロンビア</p> <p>ペルー</p> <p>チリ</p> <p>オーストラリア</p> <p>ニュージーランド</p> <p>GCC (湾岸協力理事会)*</p> <p>発効済み</p> <p>交渉中</p> <p>*アラブ首長国連邦, オマーン, カタール, クウェート, サウジアラビア, バーレーンの6か国による地域協力機構</p> <p>[2023年9月現在]</p> <p>番号 55</p>
57	218	図版 4 キャプション	<p>❓ 1998年と2008年と2020年に経済成長率が急落しているのはなぜだろうか。</p>	<p>❓ 1997~98年と2008~09年と2020年に経済成長率が急落しているのはなぜだろうか。</p>
58	222	19	<p>世界経済に大きな影響を<u>与えている</u>。</p>	<p>世界経済に大きな影響を<u>与えた</u>。</p>

番号	訂正箇所		原文	訂正文																																
	ページ	行																																		
59	230	1-5	<p>人口・食料問題 20世紀半ばに25億人であった世界人口は、<u>2019年現在77億人にまで増加し、国連は、2050年までに97億人に、2100年には109億人にまで増える</u>と推測している。急激な人口増加(人口爆発)は、食料やエネルギー資源の不足、環境破壊、水資源の枯渇などを引き起こす。</p>	<p>人口・食料問題 20世紀半ばに25億人であった世界人口は、<u>2022年現在80億人にまで増加し、国連は、2040年までに90億人、2060年までに100億人を上回ると推測</u>している。急激な人口増加(人口爆発)は、食料やエネルギー資源の不足、環境破壊、水資源の枯渇などを引き起こす。</p>																																
60 61	230	図版 1	<p>ラテンアメリカ・オセアニア 北アメリカ ヨーロッパ アジア アフリカ</p> <p>番号 60 番号 61</p>	<p>ラテンアメリカ・オセアニア 北アメリカ ヨーロッパ アジア アフリカ</p> <p>番号 60 番号 61</p>																																
62	233	コラム内 10-19	<p>新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) もまた、その一例である。この感染症は、2019年12月に中国の湖北省武漢市で確認され、2020年に世界中へと広まった。<u>2022年8月末現在、感染者は約6億305万人、死者は649万人にのぼっている。</u>多くの国や地域で緊急事態が宣言され、都市封鎖(ロックダウン)や活動制限が行われた。人々の国内外の移動は大きく制限され、感染が拡大した国への往来はほとんどなくなった。その結果、経済活動は落ち込み、世界恐慌以来ともいわれる経済危機におちいった。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) もまた、その一例である。この感染症は、2019年12月に中国の湖北省武漢市で確認され、2020年に世界中へと広まった。<u>2023年3月10日までに、感染者は約6億7660万人、死者は688万人にのぼった。</u>多くの国や地域で緊急事態が宣言され、都市封鎖(ロックダウン)や活動制限が行われた。人々の国内外の移動は大きく制限され、感染が拡大した国への往来はほとんどなくなった。その結果、経済活動は落ち込み、世界恐慌以来ともいわれる経済危機におちいった。</p>																																
63	233	図版 12	<table border="1"> <thead> <tr> <th>感染症</th> <th>おもな被害(死者数)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ペスト</td> <td>7500万人(1347~51年 ヨーロッパ)</td> </tr> <tr> <td>天然痘</td> <td>16世紀にヨーロッパ人が中南米にもち込み、人口の約6~9割が死亡</td> </tr> <tr> <td>スペイン風邪</td> <td>5000万人(1918~20年)</td> </tr> <tr> <td>SARS(重症急性呼吸器症候群)</td> <td>774人(2002~03年)</td> </tr> <tr> <td>エボラ出血熱</td> <td>11325人(2014~16年 西アフリカ)</td> </tr> <tr> <td>HIV/エイズ</td> <td><u>4010万人(2021年時点)</u></td> </tr> <tr> <td>新型コロナウイルス感染症</td> <td><u>649万人(2022年8月末時点)</u></td> </tr> </tbody> </table>	感染症	おもな被害(死者数)	ペスト	7500万人(1347~51年 ヨーロッパ)	天然痘	16世紀にヨーロッパ人が中南米にもち込み、人口の約6~9割が死亡	スペイン風邪	5000万人(1918~20年)	SARS(重症急性呼吸器症候群)	774人(2002~03年)	エボラ出血熱	11325人(2014~16年 西アフリカ)	HIV/エイズ	<u>4010万人(2021年時点)</u>	新型コロナウイルス感染症	<u>649万人(2022年8月末時点)</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>感染症</th> <th>おもな被害(死者数)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ペスト</td> <td>7500万人(1347~51年 ヨーロッパ)</td> </tr> <tr> <td>天然痘</td> <td>16世紀にヨーロッパ人が中南米にもち込み、人口の約6~9割が死亡</td> </tr> <tr> <td>スペイン風邪</td> <td>5000万人(1918~20年)</td> </tr> <tr> <td>SARS(重症急性呼吸器症候群)</td> <td>774人(2002~03年)</td> </tr> <tr> <td>エボラ出血熱</td> <td>11325人(2014~16年 西アフリカ)</td> </tr> <tr> <td>HIV/エイズ</td> <td><u>4040万人(2022年時点)</u></td> </tr> <tr> <td>新型コロナウイルス感染症</td> <td><u>688万人(2023年3月10日時点)</u></td> </tr> </tbody> </table>	感染症	おもな被害(死者数)	ペスト	7500万人(1347~51年 ヨーロッパ)	天然痘	16世紀にヨーロッパ人が中南米にもち込み、人口の約6~9割が死亡	スペイン風邪	5000万人(1918~20年)	SARS(重症急性呼吸器症候群)	774人(2002~03年)	エボラ出血熱	11325人(2014~16年 西アフリカ)	HIV/エイズ	<u>4040万人(2022年時点)</u>	新型コロナウイルス感染症	<u>688万人(2023年3月10日時点)</u>
感染症	おもな被害(死者数)																																			
ペスト	7500万人(1347~51年 ヨーロッパ)																																			
天然痘	16世紀にヨーロッパ人が中南米にもち込み、人口の約6~9割が死亡																																			
スペイン風邪	5000万人(1918~20年)																																			
SARS(重症急性呼吸器症候群)	774人(2002~03年)																																			
エボラ出血熱	11325人(2014~16年 西アフリカ)																																			
HIV/エイズ	<u>4010万人(2021年時点)</u>																																			
新型コロナウイルス感染症	<u>649万人(2022年8月末時点)</u>																																			
感染症	おもな被害(死者数)																																			
ペスト	7500万人(1347~51年 ヨーロッパ)																																			
天然痘	16世紀にヨーロッパ人が中南米にもち込み、人口の約6~9割が死亡																																			
スペイン風邪	5000万人(1918~20年)																																			
SARS(重症急性呼吸器症候群)	774人(2002~03年)																																			
エボラ出血熱	11325人(2014~16年 西アフリカ)																																			
HIV/エイズ	<u>4040万人(2022年時点)</u>																																			
新型コロナウイルス感染症	<u>688万人(2023年3月10日時点)</u>																																			

番号	訂正箇所		原文	訂正文																				
	ページ	行																						
68	後見返し	年表 (日本)	<table border="1"> <tr> <td>2020</td> <td>④新型コロナウイルス感染拡大にともなう初の緊急事態宣言 ⑪ RCEP協定調印</td> </tr> <tr> <td>2021</td> <td>⑤改正少年法成立 ⑧東京五輪</td> </tr> <tr> <td>2022</td> <td><u>⑤改正刑法成立(「拘禁刑」創設)</u> <u>⑫安全保障3文書改定</u></td> </tr> <tr> <td>2023</td> <td><u>⑤広島サミット</u></td> </tr> <tr> <td>2024</td> <td></td> </tr> </table> <p>菅義偉 (20.9.16 - 21.10.10) 岸田文雄 (21.10.10 -)</p>	2020	④新型コロナウイルス感染拡大にともなう初の緊急事態宣言 ⑪ RCEP協定調印	2021	⑤改正少年法成立 ⑧東京五輪	2022	<u>⑤改正刑法成立(「拘禁刑」創設)</u> <u>⑫安全保障3文書改定</u>	2023	<u>⑤広島サミット</u>	2024		<table border="1"> <tr> <td>2020</td> <td>④新型コロナウイルス感染拡大にともなう初の緊急事態宣言 ⑪ RCEP協定調印</td> </tr> <tr> <td>2021</td> <td>⑤改正少年法成立 ⑧東京五輪</td> </tr> <tr> <td>2022</td> <td><u>⑤改正刑法成立(「拘禁刑」創設)</u> <u>⑫安全保障3文書改定</u></td> </tr> <tr> <td>2023</td> <td><u>⑤広島サミット</u></td> </tr> <tr> <td>2024</td> <td></td> </tr> </table> <p>菅義偉 (20.9.16 - 21.10.10) 岸田文雄 (21.10.10 -)</p>	2020	④新型コロナウイルス感染拡大にともなう初の緊急事態宣言 ⑪ RCEP協定調印	2021	⑤改正少年法成立 ⑧東京五輪	2022	<u>⑤改正刑法成立(「拘禁刑」創設)</u> <u>⑫安全保障3文書改定</u>	2023	<u>⑤広島サミット</u>	2024	
2020	④新型コロナウイルス感染拡大にともなう初の緊急事態宣言 ⑪ RCEP協定調印																							
2021	⑤改正少年法成立 ⑧東京五輪																							
2022	<u>⑤改正刑法成立(「拘禁刑」創設)</u> <u>⑫安全保障3文書改定</u>																							
2023	<u>⑤広島サミット</u>																							
2024																								
2020	④新型コロナウイルス感染拡大にともなう初の緊急事態宣言 ⑪ RCEP協定調印																							
2021	⑤改正少年法成立 ⑧東京五輪																							
2022	<u>⑤改正刑法成立(「拘禁刑」創設)</u> <u>⑫安全保障3文書改定</u>																							
2023	<u>⑤広島サミット</u>																							
2024																								
69	後見返し	年表 (世界)	<table border="1"> <tr> <td>②イギリス, EU 離脱 ⑥中国, 香港国家安全維持法成立 * 新型コロナウイルス感染症の世界的大流行</td> </tr> <tr> <td>①米, バイデン大統領就任 ②ミャンマー, 軍事クーデタ ⑧アメリカ軍, アフガニスタン撤退</td> </tr> <tr> <td><u>②ロシア連邦, ウクライナ侵攻</u></td> </tr> <tr> <td></td> </tr> <tr> <td></td> </tr> </table>	②イギリス, EU 離脱 ⑥中国, 香港国家安全維持法成立 * 新型コロナウイルス感染症の世界的大流行	①米, バイデン大統領就任 ②ミャンマー, 軍事クーデタ ⑧アメリカ軍, アフガニスタン撤退	<u>②ロシア連邦, ウクライナ侵攻</u>			<table border="1"> <tr> <td>②イギリス, EU 離脱 ⑥中国, 香港国家安全維持法成立 * 新型コロナウイルス感染症の世界的大流行</td> </tr> <tr> <td>①米, バイデン大統領就任 ②ミャンマー, 軍事クーデタ ⑧アメリカ軍, アフガニスタン撤退</td> </tr> <tr> <td><u>②ロシア連邦, ウクライナ侵攻</u> <u>* 世界人口, 80億人に到達</u></td> </tr> <tr> <td></td> </tr> <tr> <td></td> </tr> </table>	②イギリス, EU 離脱 ⑥中国, 香港国家安全維持法成立 * 新型コロナウイルス感染症の世界的大流行	①米, バイデン大統領就任 ②ミャンマー, 軍事クーデタ ⑧アメリカ軍, アフガニスタン撤退	<u>②ロシア連邦, ウクライナ侵攻</u> <u>* 世界人口, 80億人に到達</u>												
②イギリス, EU 離脱 ⑥中国, 香港国家安全維持法成立 * 新型コロナウイルス感染症の世界的大流行																								
①米, バイデン大統領就任 ②ミャンマー, 軍事クーデタ ⑧アメリカ軍, アフガニスタン撤退																								
<u>②ロシア連邦, ウクライナ侵攻</u>																								
②イギリス, EU 離脱 ⑥中国, 香港国家安全維持法成立 * 新型コロナウイルス感染症の世界的大流行																								
①米, バイデン大統領就任 ②ミャンマー, 軍事クーデタ ⑧アメリカ軍, アフガニスタン撤退																								
<u>②ロシア連邦, ウクライナ侵攻</u> <u>* 世界人口, 80億人に到達</u>																								

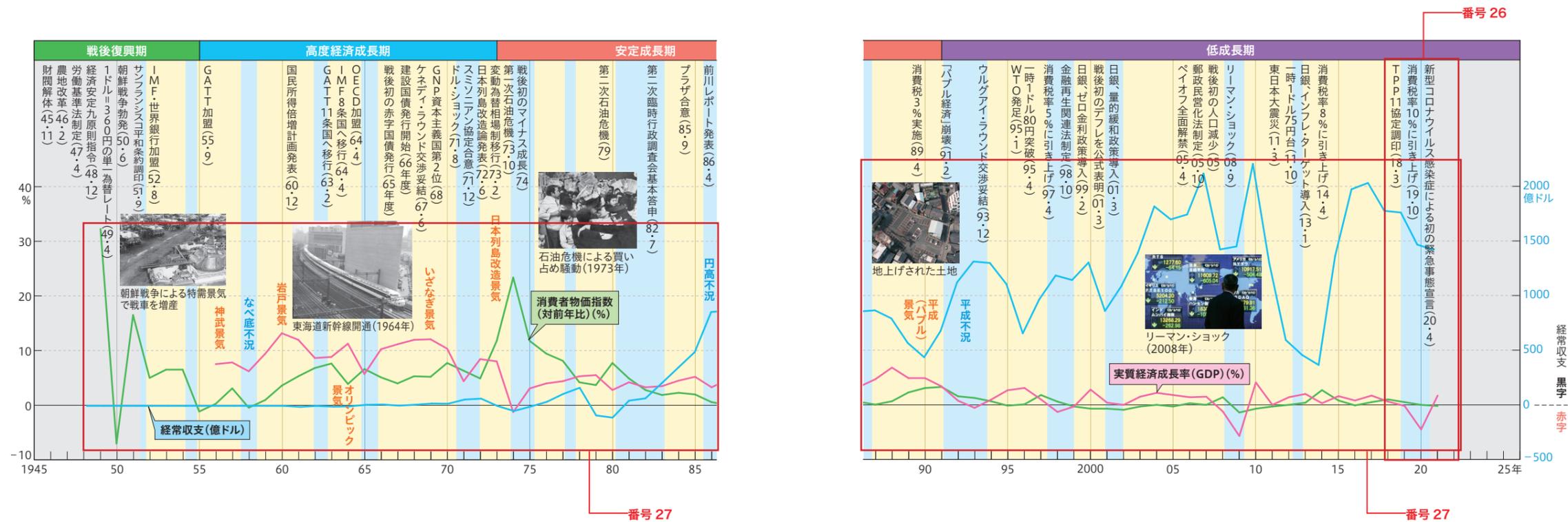
番号	訂正箇所		原文	訂正文																																																
	ページ	行																																																		
70	155	図版 14	<p>Figure 14: Projected percentage of population for various countries from 1850 to 2050. The graph shows an overall upward trend for all countries, with Germany and Japan showing the most significant increases by 2050. A red box highlights the period from 1950 to 2050.</p> <table border="1"> <caption>Estimated data for Figure 14 (Percentage of Population)</caption> <thead> <tr> <th>Year</th> <th>France</th> <th>Italy</th> <th>America</th> <th>Sweden</th> <th>UK</th> <th>Japan</th> <th>Germany</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1850</td> <td>6</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>1900</td> <td>8</td> <td>6</td> <td>6</td> <td>6</td> <td>6</td> <td>6</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>1950</td> <td>10</td> <td>8</td> <td>8</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>2000</td> <td>12</td> <td>12</td> <td>12</td> <td>15</td> <td>15</td> <td>15</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>2050</td> <td>15</td> <td>20</td> <td>20</td> <td>25</td> <td>25</td> <td>35</td> <td>35</td> </tr> </tbody> </table>	Year	France	Italy	America	Sweden	UK	Japan	Germany	1850	6	5	5	5	5	5	5	1900	8	6	6	6	6	6	6	1950	10	8	8	10	10	10	10	2000	12	12	12	15	15	15	15	2050	15	20	20	25	25	35	35	<p>This is an identical copy of the original figure, showing projected population percentages for France, Italy, America, Sweden, UK, Japan, and Germany from 1850 to 2050. A red box highlights the period from 1950 to 2050.</p>
Year	France	Italy	America	Sweden	UK	Japan	Germany																																													
1850	6	5	5	5	5	5	5																																													
1900	8	6	6	6	6	6	6																																													
1950	10	8	8	10	10	10	10																																													
2000	12	12	12	15	15	15	15																																													
2050	15	20	20	25	25	35	35																																													

番号 12、番号 16 は欠番。

番号

原文

26
27



番号 27

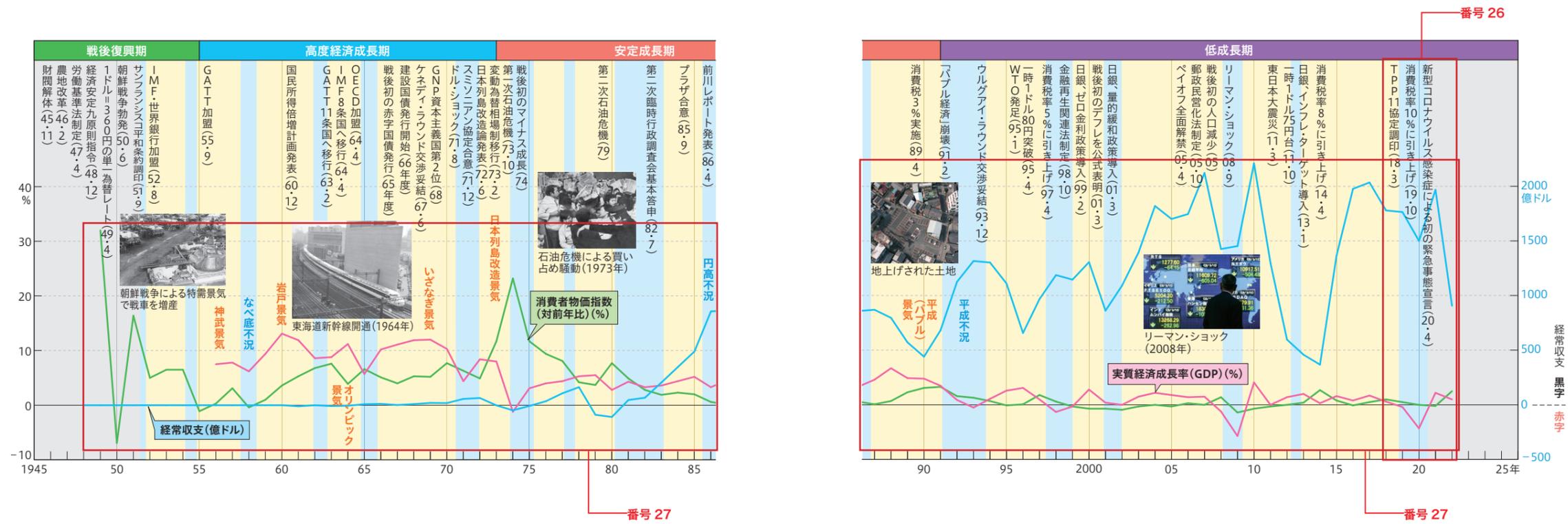
番号 27

番号 26

番号

訂正文

26
27



番号 27

番号 27

番号 26

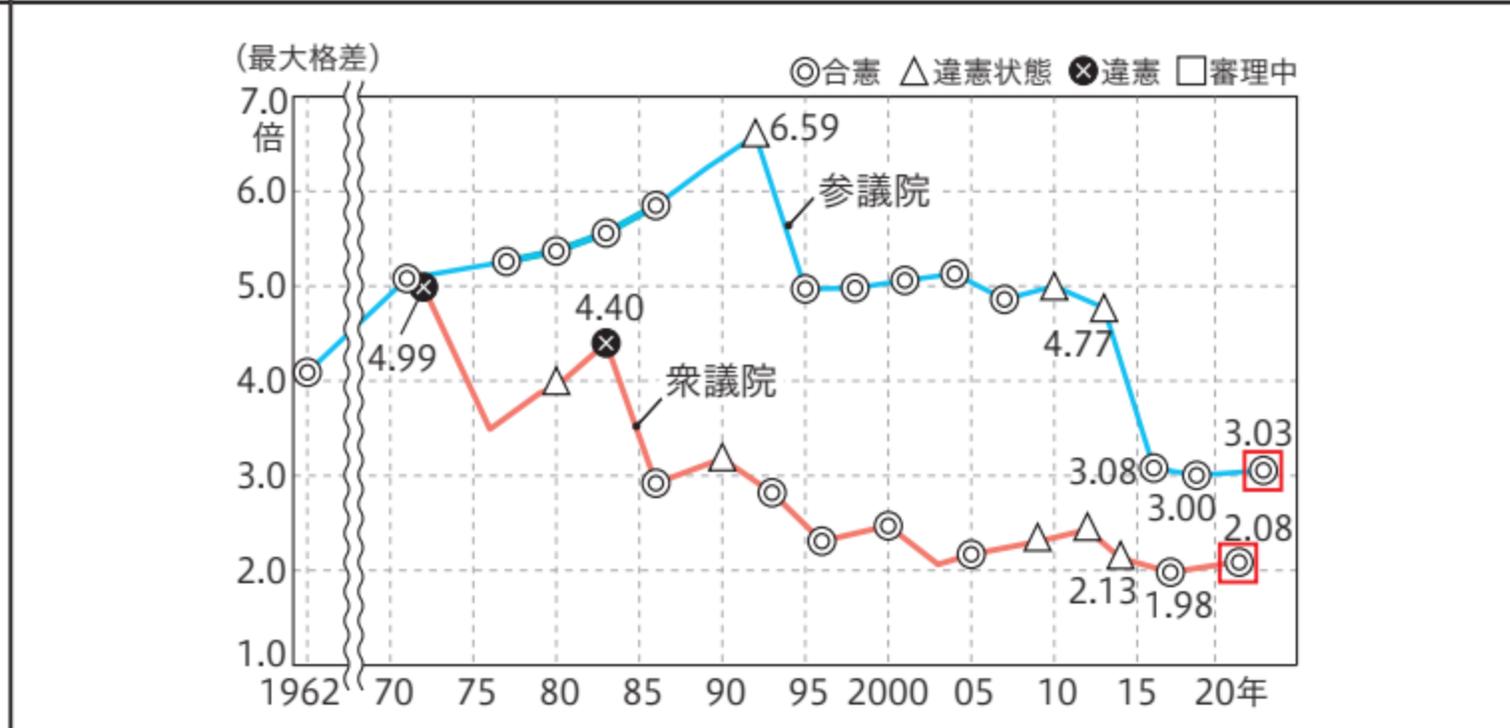
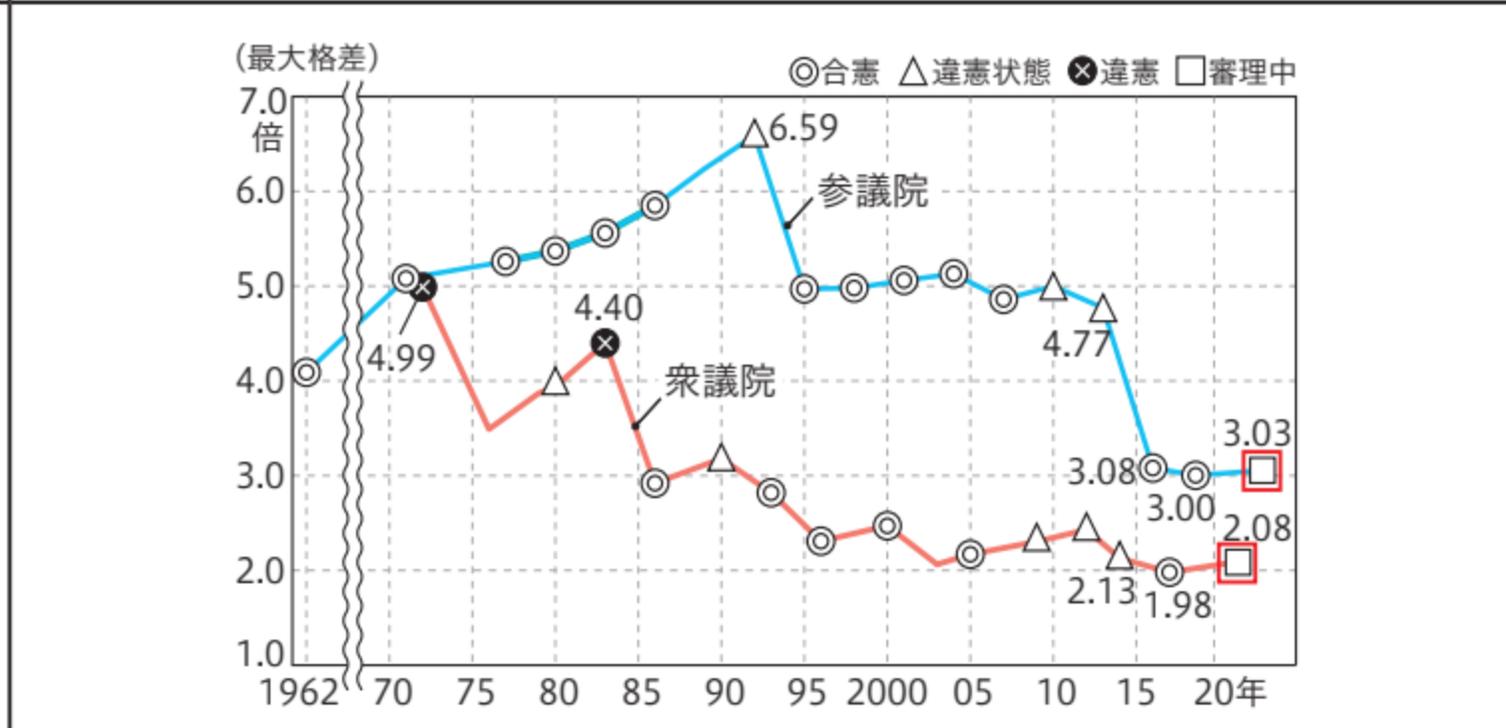
番号	訂正箇所		原文	訂正文
	ページ	行		

1	59	図版 9
---	----	------

(別紙 1 参照)

(別紙 1 参照)

2	73	図版 11
---	----	-------



番号 原文

訂正文

違憲判断	根拠となった条項	違憲の理由	判決後の取り扱い
尊属殺人重罰規定 違憲判決(1973.4.4)	第14条1項 (法の下の平等)	尊属殺人の法定刑が死刑または無期懲役という刑法第200条の規定は、普通殺人の法定刑に対して著しく不合理な差別であり、違憲	1995年に 同条項を削除
薬事法距離制限違憲判決 (1975.4.30) (⇒p.35)	第22条1項 (職業選択の自由)	薬局開設の許可基準として距離の制限を設けている薬事法第6条の規定は、不良医薬品の供給防止という立法目的から合理的とはいえず、違憲	1975年に 同条項を削除
衆議院議員定数 不均衡違憲判決 (1976.4.14/1985.7.17)	第14条1項, 44条 (法の下の平等, 議員 及び選挙人の資格)	公職選挙法別表第1および付則第7～9項の規定について、議員一人あたりの有権者数の格差が合理的期間内に是正されておらず、違憲(事情判決で選挙そのものは有効)	判決時に定数は正 済み/1986年に 公職選挙法を改正
森林法分割制限規定 違憲判決(1987.4.22)	第29条 (財産権の保障)	共有林の分割請求を制限する森林法第186条の規定は、不必要な制限であり、財産権の制限に該当し、違憲	1987年に 同条項を削除
愛媛玉ぐし料訴訟違憲 判決(1997.4.2) (⇒p.33)	第20条3項, 89条 (政教分離, 公金支出の制限)	愛媛県が行った靖国神社への玉ぐし料などの公金支出は、政教分離や公金支出の制限を定めた憲法に反し、違憲	県知事(当時)に 公金返還を命令
郵便法損害賠償制限 違憲判決(2002.9.11)	第17条 (国の賠償責任)	書留郵便の遅配で生じた損害について、国の損害賠償の範囲を紛失・棄損に限定した郵便法第68, 73条の規定は、合理性がなく、違憲	2002年に 郵便法を改正
在外国民選挙権制限 違憲判決(2005.9.14)	第15条1, 3項, 43条 1項, 44条 (普通選挙の保障)	在外国民の選挙権(小選挙区選挙権等)を制限する公職選挙法付則第8項の規定は、選挙権を保障した憲法に反し、違憲	2006年に 公職選挙法を改正
国籍法婚外子差別 違憲判決(2008.6.4)	第14条1項 (法の下の平等)	外国人の母から生まれた子が出生後に日本人の父から認知されても、父母の婚姻がなければ日本国籍を認めないとする国籍法第3条1項の規定は不合理で、違憲	2008年に 国籍法を改正
空知太神社訴訟 (2010.1.20) (⇒p.33)	第20条1項, 89条 (政教分離, 公金支出の制限)	北海道砂川市による神社への市有地の無償提供は、政教分離や公金支出の制限を定めた憲法に反し、違憲	市有地の一部を 神社に有償貸与
婚外子相続差別訴訟違憲 決定(2013.9.4) (⇒p.31)	第14条1項 (法の下の平等)	婚外子の相続分は嫡出である子の相続分の2分の1とする民法第900条4号の規定は合理的根拠がなく、法の下を平等を保障した憲法に反し、違憲	2013年に 民法を改正
女性の再婚禁止期間 違憲判決(2015.12.16)	第14条1項, 24条2項 (法の下の平等, 両性の本質的平等)	女性のみ離婚後6か月の間、再婚を禁止する民法第733条1項の規定について、100日を超える部分は男女の区別が合理的な根拠にもとづくものでなく、違憲	2016年に 民法を改正
孔子廟訴訟違憲判決 (2021.2.24)	第20条3項 (政教分離)	沖縄県那覇市による孔子廟(孔子などを祀る施設)への公園内敷地の無償提供は、政教分離を定めた憲法に反し、違憲	孔子廟に公園 使用料を請求
在外国民 国民審査権 違憲判決(2022.5.25)	第15条1項, 79条 2, 3項(国民審査権)	在外国民の国民審査権の行使を認めない国民審査法の規定は、国民審査権を保障した憲法に違反し、違憲	国民審査法改正 を検討

違憲判断	根拠となった条項	違憲の理由	判決後の取り扱い
尊属殺人重罰規定 違憲判決(1973.4.4)	第14条1項 (法の下の平等)	尊属殺人の法定刑が死刑または無期懲役という刑法第200条の規定は、普通殺人の法定刑に対して著しく不合理な差別であり、違憲	1995年に 同条項を削除
薬事法距離制限違憲判決 (1975.4.30) (⇒p.35)	第22条1項 (職業選択の自由)	薬局開設の許可基準として距離の制限を設けている薬事法第6条の規定は、不良医薬品の供給防止という立法目的から合理的とはいえず、違憲	1975年に 同条項を削除
衆議院議員定数 不均衡違憲判決 (1976.4.14/1985.7.17)	第14条1項, 44条 (法の下の平等, 議員 及び選挙人の資格)	公職選挙法別表第1および付則第7～9項の規定について、議員一人あたりの有権者数の格差が合理的期間内に是正されておらず、違憲(事情判決で選挙そのものは有効)	判決時に定数は正 済み/1986年に 公職選挙法を改正
森林法分割制限規定 違憲判決(1987.4.22)	第29条 (財産権の保障)	共有林の分割請求を制限する森林法第186条の規定は、不必要な制限であり、財産権の制限に該当し、違憲	1987年に 同条項を削除
愛媛玉ぐし料訴訟違憲 判決(1997.4.2) (⇒p.33)	第20条3項, 89条(政教 分離, 公金支出の制限)	愛媛県が行った靖国神社への玉ぐし料などの公金支出は、政教分離や公金支出の制限を定めた憲法に反し、違憲	県知事(当時)に 公金返還を命令
郵便法損害賠償制限 違憲判決(2002.9.11)	第17条 (国の賠償責任)	書留郵便の遅配で生じた損害について、国の損害賠償の範囲を紛失・棄損に限定した郵便法第68, 73条の規定は、合理性がなく、違憲	2002年に 郵便法を改正
在外国民選挙権制限 違憲判決(2005.9.14)	第15条1, 3項, 43条 1項, 44条 (普通選挙の保障)	在外国民の選挙権(小選挙区選挙権等)を制限する公職選挙法付則第8項の規定は、選挙権を保障した憲法に反し、違憲	2006年に 公職選挙法を改正
国籍法婚外子差別 違憲判決(2008.6.4)	第14条1項 (法の下の平等)	外国人の母から生まれた子が出生後に日本人の父から認知されても、父母の婚姻がなければ日本国籍を認めないとする国籍法第3条1項の規定は不合理で、違憲	2008年に 国籍法を改正
空知太神社訴訟 (2010.1.20) (⇒p.33)	第20条1項, 89条(政教 分離, 公金支出の制限)	北海道砂川市による神社への市有地の無償提供は、政教分離や公金支出の制限を定めた憲法に反し、違憲	市有地の一部を 神社に有償貸与
婚外子相続差別訴訟違憲 決定(2013.9.4) (⇒p.31)	第14条1項 (法の下の平等)	婚外子の相続分は嫡出である子の相続分の2分の1とする民法第900条4号の規定は合理的根拠がなく、法の下を平等を保障した憲法に反し、違憲	2013年に 民法を改正
女性の再婚禁止期間 違憲判決(2015.12.16)	第14条1項, 24条2項 (法の下の平等, 両性の本質的平等)	女性のみ離婚後6か月の間、再婚を禁止する民法第733条1項の規定について、100日を超える部分は男女の区別が合理的な根拠にもとづくものでなく、違憲	2016年に 民法を改正
孔子廟訴訟違憲判決 (2021.2.24)	第20条3項 (政教分離)	沖縄県那覇市による孔子廟(孔子などを祀る施設)への公園内敷地の無償提供は、政教分離を定めた憲法に反し、違憲	孔子廟に公園 使用料を請求
在外国民 国民審査権 違憲判決(2022.5.25)	第15条1項, 79条 2, 3項(国民審査権)	在外国民の国民審査権の行使を認めない国民審査法の規定は、国民審査権を保障した憲法に違反し、違憲	2022年に 国民審査法を改正
性別変更生殖不能要件 違憲決定(2023.10.25)	第13条 (個人の尊重)	生殖能力がないことを戸籍上の性別変更の要件とする性同一性障害特例法の規定は、身体への侵襲を受けない自由への合理性を欠く制約で、違憲	性同一性障害特例法 改正を検討